

いばらき

第402号

雇用ニュース

2015年10月



「月待の滝（太子町）」（観光いばらき「写真ひろば」より）

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ お も な 内 容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 改正労働者派遣法の概要 3
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律
- ・ （若年者雇用促進法）などが10月から順次施行されます！ 4～5
- ・ 「障害者就職面接会」(前期)を開催しました！ 6
- ・ いばらきジョブフェスタを開催 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.17倍

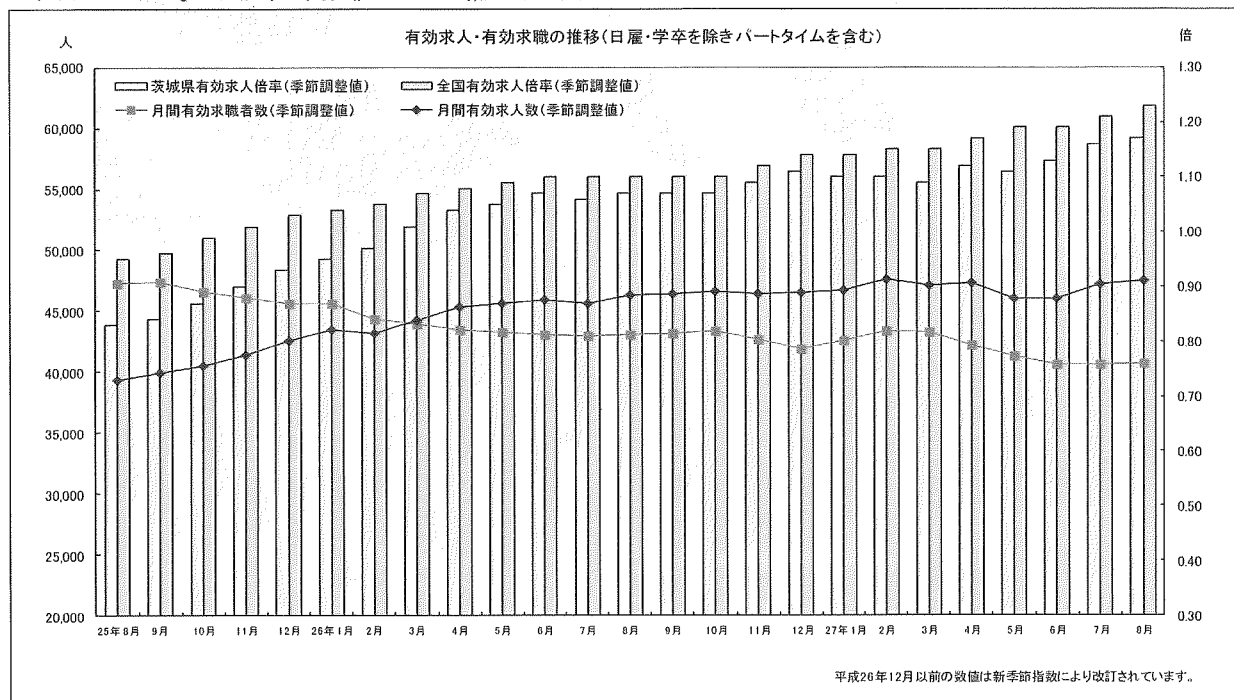
「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

1 概 況

8月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は16,911人で、前年同月と比較して0.7%減と3か月ぶりに減少となりました。雇用形態別では、一般常用は同0.7%の減少となり、常用的パートタイムは同1.1%の減少となりました。新規求職申込件数は9,325人で前年同月比4.1%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同5.1%の減少、常用的パートタイムは同1.9%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同7.7%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同0.4%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、46,352人で前年同月比は3.1%増と、3か月連続で増加しました。一方、有効求職者数（原数値）は40,623人で同5.0%減と、25ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.17倍（季節調整値）で、前月を0.01ポイント上回りました。なお、原数値は1.14倍と前年同月を0.09ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は16,911人となり、前年同月比で0.7%減と3か月ぶりに減少となりました。

産業別にみると、宿泊業、飲食サービス業（前年同月比29.7%増）、卸売業、小売業（同17.3%増）などで増加となりましたが、運輸業、郵便業（前年同月比26.7%減）、医療、福祉（同14.4%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比46.9%増）、300～499人（同5.9%増）、30～99人（同1.2%増）は増加となり、500～999人（前年同月比37.7%減）、100～299人（同2.6%減）、29人以下（同1.4%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比0.7%の減少となり、常用的パートタイムは同1.1%の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は9,325人となり、前年同月比で4.1%減と2か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者69.9%（前年同月70.6%）と0.7ポイント下回り、数では前年同月比で5.1%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で30.1%（前年同月29.4%）と0.7ポイント上回り、数では前年同月比で1.9%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は36.8%と前年同月（38.2%）を1.4ポイント下回りましたが、数では前年同月比で7.7%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は14.5%となり、前年同月（13.9%）を0.6ポイント上回り、数は前年同月比で0.4%の減少となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,040件で、前年同月と比較し4.4%減と2か月連続で減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は21.9%で、前年同月（21.9%）と同率になりました。

雇用保険受給者実人員は9,285人と、前年同月比で5.1%減と23ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は430人で、資格喪失者の割合では4.8%（前年同月5.6%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比11.2%減となりました。

改正労働者派遣法の概要

1. 派遣事業の健全化

- 特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とする。

2. 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ

- 派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進するため、以下の措置を講ずる。
 - ① 派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリア・コンサルティングを派遣元に義務付け。
 - ② 派遣期間終了時の派遣労働者の雇用安定措置※（雇用を継続するための措置）を派遣元に義務付け。
（3年経過時は義務、1年以上3年未満は努力義務）

3. 労働者派遣の位置付けの明確化

- 厚生労働大臣は労働者派遣法の運用に当たり、派遣就業が臨時的・一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮する。

4. より分かりやすい派遣期間規制への見直し

- 現行制度では、専門業務等のいわゆる「26業務」には期間制限がかからず、その他の業務には最長3年の期間制限がかかるが、分かりやすい制度とするため、これを廃止し、新たに以下の制度を設ける。
 - ① 事業所単位の期間制限：派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは3年を上限とする。それを超えて受け入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。意義があった場合には対応方針等の説明義務を課す。
 - ② 個人単位の期間制限：派遣先の同一の組織単位（課）における同一の派遣労働者の受入れは3年を上限とする。

5. 派遣労働者の均衡待遇の強化

- 派遣元と派遣先双方において、派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇確保のための措置を強化する。

6. 施行期日

平成27年9月30日



青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）などが10月から順次施行されます！

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）などが平成27年10月1日から順次施行されます。

適切な職業選択の支援、円滑な就職実現などに向けた取組の促進

1. 青少年の雇用の促進等に関する法律（勤労青少年福祉法の名称変更・一部改正） ＜若者雇用促進法＞

（1）関係者の責務の明確化と相互の連携

事業主、職業紹介事業者、国、地方公共団体など、青少年の雇用における関係者の責務を明確にし、相互に連携を図ります。【平成27年10月1日施行】

（2）適切な職業選択のための取組の促進

① 事業主による職場情報の提供の義務化【平成28年3月1日施行】

新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者等からの求めがあった場合は、次の（ア）～（ウ）の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務付けます。

- （ア）募集・採用に関する状況
- （イ）労働時間などに関する状況
- （ウ）職業能力の開発・向上に関する状況

② 労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人の不受理【平成28年3月1日施行】

ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けないことができるようになります。

③ 優良な中小企業の認定制度の創設【平成27年10月1日施行】

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設けます。



(3) 職業能力の開発・向上及び自立の促進

- ① 国は、地方公共団体などと連携し、青少年に対し、職業訓練の推進、ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及の促進など、必要な措置を講じるように努めます。
【平成27年10月1日施行】
- ② いわゆるニートなどの青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供や、職業生活における自立支援のための施設（地域若者サポートステーション）の整備などを行います。【平成28年4月1日施行】

2. 職業安定法の一部改正

- ハローワークが学校と連携して職業指導などを行う対象に、「中退者」を追加します。
【平成27年10月1日施行】

職業能力の開発・向上の支援（職業能力開発促進法の一部改正）

(1) ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及・促進

今回の改正により、ジョブ・カード（職務経歴等記録書）を法律上に位置づけます。それに併せて、より皆さまに活用していただけるよう、「ジョブ・カード」の様式を見直し、その普及に努めることとします。【平成27年10月1日施行】

ジョブ・カード制度について、詳しくは

厚生労働省 ジョブ・カード

検索

(2) キャリアコンサルタントの登録制の導入

職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家としての「キャリアコンサルタント」を国の登録制とし、名称独占（資格取得者のみ名乗ることが許される）や守秘義務を規定して、資質の確保を図ることにより、相談者がより安心してキャリアコンサルタントに相談できることとします。【平成28年4月1日施行】

キャリアコンサルタントについて、詳しくは

厚生労働省 キャリアコンサルタント

検索

(3) 対人サービス分野などを対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、検定職種ごとに、実践的な能力評価の実施方法を規定することで、対人サービス分野で働く人に対する技能検定を構築していきます。

【平成28年4月1日施行】

技能検定制度について、詳しくは

厚生労働省 技能検定制度

検索

※この法律の全体については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>

詳しくは、茨城労働局職業安定部または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

「障害者就職面接会」(前期)を開催しました！

平成 26 年度 1 年間における障害者の職業紹介状況では、ハローワークを通じた障害者の就職件数が 5 年連続で過去最高を更新するなど、障害者雇用は着実に進展しております。

茨城労働局・県内各ハローワーク・茨城県では、今年度も障害者就職面接会（前期）を県内 5 会場で開催しました。

面接会には 240 社の企業と 834 人の障害者の方（いずれも延べ数）が参加し、昨年同期の面接会（参加数：企業が 203 社、障害者の方が 734 人、いずれも延べ数）に比べ、さらに多くの企業と障害者の方が参加し、企業の障害者雇用に対する理解と障害者の方の就職意欲の高まりが一層感じられた面接会となりました。

茨城労働局は、ハローワークと一体となり法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用促進法の遵守、障害者雇用促進に関する相談等の継続的な指導・援助を行っています。障害者の雇用に関するご相談は、最寄のハローワークにて常時お受けしておりますのでお気軽にお問い合わせください。

9/16 筑西会場



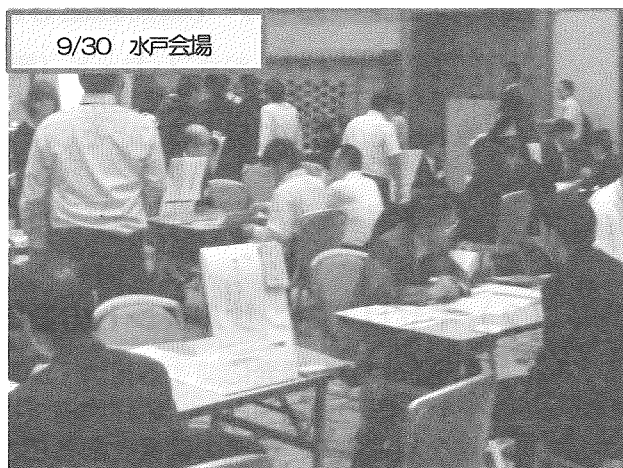
9/18 鹿嶋会場



9/17 日立会場



9/30 水戸会場



10/7 土浦会場



未来のための若い力、新規高等学校
卒業予定者を採用しませんか？

高校生対象就職面接会
県内4会場で開催

いばらきジョブフェスタを開催

平成28年3月高等学校卒業予定者を対象とした就職面接会を、県内4会場において下記の日程により開催します。

就職が決まっていない新規高等学校卒業予定の皆様、未来のための若い力を求めている事業主の皆様、この機会に是非ご参加ください。

	開催日時	会 場	お問い合わせ先（学卒担当）
いばらきジョブフェスタ in 土浦	11月4日（水） 13時～	ホテルマロード筑波 土浦市城北町2-24	ハローワーク土 浦 Tel.029-822-5124 ハローワーク石 岡 Tel.0299-26-8141 ハローワーク龍 ヶ 崎 Tel.0297-60-2727
いばらきジョブフェスタ in 日立	11月20日（金） 13時～	ホテル テラス ザ スクエア日立 日立市幸町1-20-3	ハローワーク日 立 Tel.0294-21-6441 ハローワーク高 萩 Tel.0293-22-2549
いばらきジョブフェスタ in 水戸	12月1日（火） 13時～	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1	ハローワーク水 戸 Tel.029-231-6244 ハローワーク笠 間 Tel.0296-72-0252 ハローワーク常陸大宮 Tel.0295-52-3185
いばらきジョブフェスタ in 結城	12月2日（水） 13時～	結城市国府町1-1-1 結城市民情報センター	ハローワーク筑 西 Tel.0296-22-2188 ハローワーク下 妻 Tel.0296-43-3737 ハローワーク古 河 Tel.0280-32-0461

事業主の皆様へ

面接会への参加を希望される場合は、各ハローワークへお問い合わせください。面接会の参加には高卒用求人の提出が必要となります。なお、座席数の都合により参加申込を締め切っている場合がありますのでご了承ください。

就職を希望する高校生の皆様へ

面接会への参加を希望される場合は、ご自身の学校の進路指導担当の先生に面接会に参加希望であることをお伝えいただき、学校を通して、参加希望会場のハローワークへお申込みください。

主催/共催：茨城県内各ハローワーク・茨城労働局・茨城県・茨城県教育委員会

茨城県雇用関係主要指標

項 目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全 数	雇用保険 受 給 者 実 人 員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
26 年 4 月	16,591	3,702	12,710	15,026	5,355	2,821	45,050	46,915	4,555	7,988
5	16,114	3,431	12,552	11,532	4,177	1,892	43,873	46,638	3,918	9,346
6	15,657	3,232	12,206	10,822	3,993	1,585	43,683	45,366	3,887	9,355
7	16,366	3,805	12,414	10,818	4,083	1,617	43,656	44,240	3,600	9,962
8	17,037	3,246	13,657	9,721	3,695	1,349	44,950	42,754	3,038	9,787
9	17,995	3,888	13,838	11,602	4,262	1,672	47,866	43,657	3,825	9,737
10	18,244	3,938	14,081	11,278	4,172	1,812	48,926	43,995	3,839	9,268
11	16,001	3,257	12,647	8,533	3,120	1,327	47,149	40,902	3,117	8,621
12	14,810	2,957	11,713	7,454	2,727	1,122	45,239	37,189	2,884	8,385
27 年 1 月	18,337	4,058	14,124	11,947	4,332	1,849	45,912	38,755	3,003	8,377
2	19,470	3,732	15,575	11,817	4,204	1,758	49,356	41,295	3,436	8,246
3	17,423	3,373	13,897	12,392	4,453	1,864	50,961	44,554	5,017	8,239
27 年 4 月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9										
10										
11										
12										
28 年 1 月										
2										
3										

項 目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
24年度月平均	1.20	1.32	0.80	0.82	5.5	10.1	▲ 6.4	▲ 7.6	0.7	▲ 1.5	▲ 8.1	▲ 7.8	280	4.3
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.53	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.6
26 年 4 月	1.51	1.64	1.04	1.08	27.5	10.0	▲ 3.7	▲ 6.0	4.6	▲ 4.3	▲ 24.5	▲ 17.7	254	3.6
5	1.51	1.64	1.05	1.09	15.3	4.0	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 22.9	▲ 20.2	242	3.5
6	1.51	1.65	1.07	1.10	21.2	8.1	▲ 0.3	▲ 1.7	5.7	▲ 0.7	▲ 21.4	▲ 12.4	245	3.7
7	1.48	1.66	1.06	1.10	11.8	4.5	▲ 6.6	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 20.0	▲ 13.2	248	3.8
8	1.53	1.65	1.07	1.10	13.4	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 4.5	▲ 8.1	▲ 19.2	▲ 12.9	231	3.5
9	1.57	1.68	1.07	1.10	18.6	6.3	▲ 0.4	▲ 1.8	0.1	▲ 1.9	▲ 14.2	▲ 8.8	233	3.6
10	1.58	1.69	1.07	1.10	12.8	1.1	▲ 5.0	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 15.4	▲ 10.4	233	3.5
11	1.53	1.69	1.09	1.12	0.3	▲ 4.4	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 10.9	▲ 13.7	▲ 11.2	219	3.5
12	1.62	1.77	1.11	1.14	11.3	5.6	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 11.5	▲ 8.2	210	3.4
27 年 1 月	1.52	1.77	1.10	1.14	5.1	3.0	▲ 3.4	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.7	▲ 10.3	▲ 9.5	231	3.6
2	1.52	1.63	1.10	1.15	11.0	1.7	8.7	1.0	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 7.5	226	3.5
3	1.53	1.72	1.09	1.15	4.8	4.7	1.3	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 5.3	228	3.4
27 年 4 月	1.57	1.77	1.12	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.3
5	1.52	1.78	1.11	1.19	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.61	1.78	1.13	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.68	1.83	1.16	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.85	1.17	1.23	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9														
10														
11														
12														
28 年 1 月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む

3. ▲印は減少を示す。

4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。

なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)

5. 平成26年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。